

調達説明書（仕様書）（一般競争入札用）

公 告 日
令和3年4月15日

本件入札に参加される方は、下記事項を十分ご理解いただいたうえ、参加してください。

1 案件名及び内容

案件名：三重とこわか大会リハーサル大会 複合機レンタル契約
内 容(仕 様):仕様書に記載のとおり

2 履行期間（納入期限）及び履行場所（納入場所）

- (1) 履行期間
仕様書 別紙「設置場所等一覧表」のとおり
- (2) 履行場所
仕様書 別紙「設置場所等一覧表」のとおり

3 競争入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 三重県内にある本店または支店等で調達システム利用登録をしている登録事業者。
- (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望するものは、(1)の競争入札参加資格確認申請を 13(3)の方法により行い、3(1)の競争入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。

なお、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(5)の書類を 13(6)の締切日時までに提出していただきます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請(13(3)参照)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し(提示可)
- (4) 仕様書に示す特質等を有することを示す「機能証明書」
- (5) 仕様書に掲げる連絡体制を示す「連絡体制表」

5 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 「入札に際しての注意事項」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、3(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年

三重県規則第 69 号) (以下「規則」といいます。) 第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、下記「入札及び契約に関する事務を担当する所属」（以下「契約事務担当所属」という。）に記載する所属で行います。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。
なお、契約金額は、入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

7 履行確認

契約条項の定めるところによります。

8 契約代金の支払方法及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第 3 条又は第 4 条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

12 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、13(1)にある締切日時までに行うものとします。
（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いいたします。）
- (2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、契約事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。
- (3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
- (4) 契約の相手方となった場合には、仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
- (6) その他必要な事項は、規則等に規定するところによります。
- (7) 入札参加者が1者になった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

13 期間の設定（時間は、24 時間表示となっています。）

(1) 質疑等の提出締切日時

令和3年4月19日（月）12時まで

《結果回答》

令和3年4月20日（火）17時までに行います。

※ 提出締切日時までに、契約事務担当所属に書面（FAX可（必ず電話連絡をお願いします。))で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、三重県ホームページに掲載します。

(2) 同等品申請の提出締切日時

対象外

(3) 競争入札参加資格確認申請書提出の締切日時

令和3年4月21日（水）12時まで

《結果通知》

令和3年4月23日（金）12時までに行います。

【提出方法】

「競争入札参加資格確認申請書」に必要事項を記載し、書面にて提出締切日時までに次の場所に郵送又は持参により提出してください。

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891 三重県合同ビル4階

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局 全国障害者スポーツ大会課

(担当：坂崎)

(三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 全国障害者スポーツ大会課)

(4) 入札書提出の締切日時

第1回入札書提出締切日時 令和3年4月27日（火）15時まで

(再度入札を行う場合) 別途通知します。

※ 入札書の提出は、必ず第1回入札書提出締切日時までに契約事務担当所属が指定する下記(7)に記載する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出をしてください。(持参不可。提出方法は下記(7)を参照してください。)

※ 内訳書の提出の要否 要

(5) 開札の日時

第1回入札書開札日時 令和3年4月27日（火）15時30分

(再度入札を行う場合) 別途通知します。

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に契約事務担当所属へ連絡をしてください。三重県庁内会議室にて開札を行います。

(6) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

令和3年4月30日（金）17時まで

落札候補者にあつては、入札実施後に4(2)から(5)の書類を契約事務担当所属に提出していただきます。

ただし、再度入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明をお願いする場合があります。

(7) 入札書提出の方法と指定する郵便局

【手順】

入札書提出締切日時までに、必ず「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」により、契約事務担当所属が指定する郵便局へ局留郵便で送付してください（持参不可）。

※ 封筒に提出する「案件名」のほか、「局留めにする郵便局の郵便番号」、「住所」、「受取人」及び「三重県庁内郵便局留」とする旨を記載してください。（下記指定する郵便局参照）

また、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、競争入札参加資格確認結果通知日以降、入札書提出の締切日時までの間に指定する郵便局へ到着するように投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

(指定する郵便局の宛名)

- ・ 指定する郵便局の郵便番号：514-8570
- ・ 指定する郵便局の住所：三重県津市広明町13番地
- ・ 指定する郵便局：三重県庁内郵便局留
- ・ 受取人：受取人「三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局 全国障害者スポーツ大会課」
- ・ 案件名：「三重とこわか大会リハーサル大会
複合機レンタル契約」入札書 在中

■ 入札及び契約に関する事務を担当する所属

三重とこわか国体・三重とこわか大会実行委員会事務局 全国障害者スポーツ大会課
(担当：坂崎)

TEL：059-224-2767 FAX:059-224-2482

入札に際しての注意事項

- 1 本項目の(1)から(3)は参加資格、(4)から(7)は落札資格となります。
 - (1)競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - (2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (3)入札参加地域の要件を設定した場合は、それに該当しているものであること。
 - (4)三重県から入札参加資格(指名)停止を受けている期間中でない者であること。
 - (5)落札停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - (6)三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
 - (7)該当の案件を履行するにあたり、許認可等が必要な場合はそれを受けている者であること。
- 2 落札候補者は、落札資格の確認のため、契約事務担当所属が指示する提出期限までに、次の書類を提出してください。
 - (1)三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (2)消費税及び地方消費税についての納税証明書(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
 - (3)1の(7)を証明する書類の写し(必要とする場合に提出)
- 3 入札価格は指示のない限り消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- 4 契約事務担当所属は、必要に応じ資料等の提出を求めることができます。
- 5 入札額同額による落札候補者が二人以上ある場合は、くじ引きにて落札候補者を決定します(業務に関係のない職員にくじを引かせます)。
- 6 落札候補者となるべき者がいない場合は、再度入札を行います。ただし、入札執行回数は、原則として3回を限度とし、この限度内で落札候補者がいない場合は入札を打ち切ります。
- 7 規則第71条の各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は無効とします。

また、無効になる要件は、下記無効要件に該当する場合となります。

なお、落札候補者の落札資格の確認ができないときはその者の入札書は無効と取り扱います。

落札決定後の契約不履行は、落札停止要綱の対象となります。

(無効要件)

次に該当する入札については、その者の入札を無効とします。また、再度入札には参加できないものとします。

 - (1)入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2)入札者又はその代理人が同一事項の入札に対し二以上の入札をしたとき。(例:同じ事業者の本店、支店(営業所等)が同一案件に入札を行った場合)
 - (3)入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4)入札に際して談合等の不正があったとき。
 - (5)入札保証金を納付する場合に、その額が規則第67条第1項に規定する額に満たないとき。
 - (6)入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。
 - (7)入札者が提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をしたとき。
 - (8)その他契約締結権者があらかじめ指示した事項に違反したとき。
 - (9)再度入札において、入札価格が前回の入札における最低額と同額以上の入札をしたとき。
 - (10)最低制限価格設定案件において、最低制限価格を下回る金額による入札をしたとき。
- 8 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生(再生)手続中の者のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査にかかる認定をうけている者(更生計画等の認可が決定されるまでの者に限る)が契約の相手方となるときは、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項の第1号、第2号及び第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年間に当該契約と同規模の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

- 9 契約締結権者は、受注者が暴排要綱3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。
- 10 受注者は、契約の履行にあたって暴力団等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 契約事務担当所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、契約事務担当所属と協議を行うこと。
- 11 契約締結権者は、受注者が10のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- 12 契約書の作成、提出については、規則第76条、第77条によります。
- 13 入札者が1者となった場合に入札を中止又は延期する場合があります。
- 14 公告に記載がない事項については、規則に定めるところによります。